

城東区役所 随意契約結果(物品等)

様式10

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	レーザーファクシミリ(城東区役所総務課)買入	OA機器・用品	上新電機株式会社	30,800円	令和4年2月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	別紙1	-
2	国税徴収法基本通達逐条解説ほか1点(窓口サービス課(保険年金))買入	図書	一般財団法人 大蔵財務協会	12,320円	令和4年2月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
3	新生児訪問用デジタル体重計買入	医療用機器	一般社団法人日本家族計画協会	65,340円	令和4年2月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-

【地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由】(以下参照)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiryuu.pdf>

随意契約理由

使用していた FAX が故障により使用できなくなったことから、代替機として簡易な FAX を利用したが、当該機器はあくまでも簡易なものであり、区役所事務における負担に到底対応することができない。

また、現在新型コロナウイルス感染症の第 6 波により感染拡大していることから、各医療機関等より発生届など即時処理が必要な書類が大量に送信されている

不具合が発生した場合、事務に支障をきたすとともに、市民や関係先にも多大な影響を与えてしまうことから、至急、同程度の FAX の買入が必要である。

また、比較見積もりを行った場合は、入札事務執行上一定の期間を要することから、当該期間中に、受注可能な業者が他の業務を受注することにより契約をする機会を失うおそれがあるだけでなく、事業者側の準備期間や履行期間を十分に確保することができず、著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれが生じるため、同社を契約の相手方とし、特名随意契約を行う。